

事 務 連 絡  
令和元年 11 月 15 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### 侵襲性髄膜炎菌感染症の発生について

日頃から感染症対策への御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、オーストラリア在住の者 1 名が、日本で侵襲性髄膜炎菌感染症を 11 月 10 日に発症した例が報告されました。疫学調査を実施した結果、感染が広がる可能性は低いと考えられますが、患者の行動歴において一部詳細が明らかになっていない部分があります。患者は、11 月 4 日に東京発着（推定）の富士山バスツアーに参加したとのことですが、ツアーの詳細が不明のため、当該ツアーの参加者を把握できておりません。

侵襲性髄膜炎菌感染症は、日本国内では年間 35 例前後報告されており、容易には感染しない疾患ですが、飲み物の回し飲み等により、感染者の唾液やしぶき等の飛沫に非常に濃厚な接触があった場合には、感染のリスクがあります。

つきましては、このことを御了知いただくとともに、貴管内の医療機関等の関係者に対して、本事例について情報提供いただき、髄膜炎様症状のある者を診察する際には、患者の行動歴等を踏まえ、必要に応じて侵襲性髄膜炎菌感染症を念頭においた診療を行っていただき、感染が疑われる事例については、速やかに保健所への情報提供を行っていただくよう、協力要請をお願いします。

#### ■厚生労働省ホームページ

侵襲性髄膜炎菌感染症

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-05-09-01.html>